# 令和 8 年度環境保全計画書　　白鶴酒造株式会社

## １．環境保全に関する基本方針（基本理念）

当社における環境保全に関する基本理念は、別添資料．1 環境方針のとおりである。

## ２．環境保全に関する組織(環境管理体制)の現況

当社における環境管理体制は、添付資料．2　環境保全推進組織図のとおりである。

## ３．重点取り組み目標・計画

今年度の環境マネジメントシステムの環境目標と主な実施計画は以下のとおりである。

| 環境方針 | 全体の目標 | 実施計画 |
|---|---|---|
| 省エネルギー | 生産高エネルギー原単位の削減<br>2026 年度の生産高エネルギー原単位を 2025 年度比で 1[%]以上削減する。 | ・空調温度自動管理と不要時の停止<br>・空調機フィルタの定期清掃<br>・蒸米機改善による蒸気削減<br>・スチームトラップの洩れをなくす<br>・その他 |
| 省資源 | 生産高市用水原単位の削減<br>2025 年度の生産高使用水原単位を 2026 年度比で 1[%]以上削減する。 | ・洗浄作業の見直しと改善<br>・節水の呼びかけ<br>・ろ過機洗浄時間の短縮<br>・その他 |
| 廃棄物の削減と適正処理 | 産業廃棄物の削減および再資源化率の向上<br>2026 年度の産業廃棄物の総重量の減量に努める。 | ・梱包ダンボールリサイズ化<br>・交換フィルタの再利用<br>・その他 |
| | 2026 年度の再資源化率維持向上に努める。 | ・分別収集の周知と徹底<br>・廃プラ(その他)金属混合物の分別の徹底 |
| | PCB 廃棄物(高圧受電設備の調査実施) | |
| 水質汚濁防止 | 生物化学的酸素要求量(BOD)を監視し、環境保全に努める。 | |
| 環境リスクの未然防止 | 2026 年度に特定された事故・緊急事態のテストまたは訓練を実施する。 | ・特定された事故・緊急事態のテストまたは訓練の実施 |
| 環境改善活動 | 2026 年度に特定された環境改善活動を実施、継続または検討する。 | ・グリーン購入対象商品の選定購入 |
| 環境に配慮した商品づくり | 容器包装資材の軽量化と廃棄資材の抑制など。 | |

## ４．公害防止対策に係る計画

(1)公害防止対策の目標・目標値・管理値・測定計画

| | 目　　標 |
|---|---|
| 大気汚染防止対策 | 「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第４条第１項の排出基準に関する条例（兵庫県条例）」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を順守する。<br>「大気汚染防止基準」に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る管理値を順守する。<br>大気汚染防止法に規定するばい煙（窒素酸化物等）の年間総排出量を把握し、前年度の排出量より削減するように努める。 |
| 水質汚濁防止対策 | 「下水道法」及び「神戸市下水道条例」等の法令の規定を順守する。<br>「水質汚濁を防止するための法的基準」に記載する排出水の水質に係る規制値を順守する。 |
| 騒音防止対策 | 「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に定める基準「騒音・振動防止運用基準」を順守する。 |
| 振動防止対策 | 「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に定める基準「騒音・振動防止運用基準」を順守する。 |
| 産業廃棄物の適正処理・発生抑制 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を順守し、廃棄物の適正処理を行う。 |

(2)目標達成のために講ずる措置・対策

| 目　標　項　目 | | 目標達成のために講ずる措置<br>（目標の達成状況の確認手段を含む） |
|---|---|---|
| 大気汚染防止対策 | 法令の規定を順守する。 | 規定を順守する。<br>光化学スモッグの削減処置を順守する。<br>低公害車の導入を検討する。 |
| 水質汚濁防止対策 | 公共用水域の環境保全<br>土壌・地下水汚染の未然防止 | 下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行う。<br>また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。<br>有害物質等が地下浸透することにより、土壌汚染・地下水汚染を生じることのないよう施設の維持管理を行う。 |
| 騒音防止対策 | 法令等の基準の順守<br>周辺地域の環境基準の達成と維持に配慮 | 法令等の基準遵守の確認に必要な測定・監視体制を定め、必要に応じて測定・監視を行い、基準を順守するために必要な対策を講ずる。 |
| 振動防止対策 | 法令等の基準の順守 | 法令等の基準遵守に確認に必要な測定・監視体制を定め、必要に応じて測定・監視を行い、基準を順守するために必要な対策を講ずる。 |
| 産業廃棄物対策 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を順守 | 産業廃棄物を委託処理する際には、法令の規定する産業廃棄物管理票(マニュフェスト)制度を順守する。<br>「神戸市産業廃棄物の多量排出事業者に係る処理計　画作成に関する指導要綱」に基づき、産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に努め、要綱の規定に従い、処理計画の策定や報告を行う。 |

(3)公害防止対策に係る調査・測定計画

①排出水の汚染状態測定計画は下記のとおりである。

| | | 測 定 項 目 | 測定頻度 | 測定箇所 | 測定方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法令排水基準設定項目 | 1 | 水素イオン濃度(pH) | 1回／操業日 | 全排水口(4箇所) | 法令の規定方法 JISZ8802 |
| | 2 | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 1回／2週 | 同上 | 法令の規定方法 JISZ0102 |
| | 3 | 浮遊物質量(SS) | 1回／週 | 同上 | 法令の規定方法 JISZ0102 |
| | 4 | 温度(℃) | 1回／操業日 | 同上 | 当社基準 |
| | 5 | 化学的酸素要求量(COD) | 1回／2週 | 同上 | 法令の規定方法 JISZ0102 |

排水口は、本店工場西・製品本社工場西側北・灘魚崎工場・旭蔵工場西の4箇所。

**5. 地球温暖化対策に係る計画**

**(1)前年度(2025年度)の電気・燃料等の使用量及び今年度(2026年度)使用予定量**

| 活動の区分 | 燃料・焼却物等の種類 | 単位発熱量(MJ) | 前年度(2025)使用量等 | 今年度(2026)使用予定量 | 単位 | 排出係数 | 排出量(t/CO2) 前年度(2025)(実績) | 排出量(t/CO2) 今年度(2026)(予定) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 燃料の使用 | ガソリン | 34.6 | 3399.5 | 3365.5 | ℓ | 0.229 | 26,936 | 26,666 |
| | 軽油 | 38.2 | 80.1 | 79.3 | ℓ | 0.258 | 789 | 782 |
| | A重油 | 39.1 | | | ℓ | 0.0693 | | |
| | B重油 | 41.7 | | | ℓ | 0.0705 | | |
| | C重油 | 41.7 | | | ℓ | 0.0716 | | |
| | LPG | 50.2 | 2,345 | 2410.6 | kg | 0.0598 | 6,124 | 6,063 |
| | 都市ガス | 45.0 | 1,350,908 | 1,337,398 | $Nm^3$ | 0.0513 | 3,130,729 | 3,099,421 |
| 電気事業者から供給された電気の使用 | | | 13,384,034 | 13,250,194 | kWh | 0.421 | 5,634,678 | 5,578,332 |
| 合計 | | | | | | | 8,799,256 | 8,711,264 |

**(2) 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度の二酸化炭素の排出削減目標（その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。）**

| 温室効果ガス | 排出量 基準年度(1998年度) | 排出量 前年度(2025年度) | 削減目標 今年度目標(2025年度) | 削減目標 2025年度比(%) | 削減率(%) 今年度目標(2025年度) | 削減率(%) 1998年度比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二酸化炭素 | 12.681.398 | 8,799,256 | 9,684,855 | 99.0% | 8,711,264 | 78.2% |
| メタン | | | | | | |
| 一酸化二窒素 | | | | | | |
| HFC | | | | | | |
| PFC | | | | | | |
| 六フッ化硫黄 | | | | | | |
| 合計 | 12.681.398 | 9,664,500 | 9,864,855 | 99.0% | 9,864,855 | 68.7% |

3）目標達成のために講ずる措置・対策（継続含む）

| 措置の区分 | 具体的対策 | 削減目標 |
|---|---|---|
| エネルギーの使用の合理化 | 省エネルギータイプ設備への更新 | 各対策を総合して前年比1.0%削減 |
| | 冷暖房温度の管理（遠隔監視システムの活用） | |
| | 自動調光システムの活用(LED 照明機器への継続した更新) | |
| | 昼休み等不要時の消灯の徹底継続 | |
| | 新燃料車両の導入(ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ含む) | |
| 製造工程における対策 | チョコ停、故障の削減 | |
| 製造工程における対策 | 高効率ボイラー更新・GHP➡EHP 更新 | |
| その他 | 省エネルギー教育、啓蒙 | |

6．公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画

公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画

| | 分　　野 | 項　　目 | | 目　　標 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 事業所等での節水 | ろ過機洗浄時間の短縮 | | 2025 年比1.0%減 |
| | | 洗浄作業の見直しと改善 | | |
| 2 | 事業所等での廃棄物の適正処理・減量 | 分別回収 | | 徹底 |
| | | コピー用紙の使用削減 | | 2025 年比11.0%減 |
| | | 両面コピーの推奨 | | 徹底 |
| | | 廃棄物発生量の削減 | | 2025 年比1.0%減 |
| 3 | 事業所等での再生製品等の使用 | グリーン購入の実施 | | １００% |
| | | 再生紙の使用促進 | | １００% |
| | | プリンタトナーカートリッジの再生利用 | | １００% |
| 4 | 環境負荷の少ない資源，材料，燃料の選択 | 廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定 | サケパックのリサイクル推進 | 実施 |
| | | | 贈答用商品の簡素化 | 実施 |
| | | | 瓶の軽量化 | 実施 |
| 5 | 自動車対策 | マイカー通勤の抑制 | | 原則禁止 |
| | | エコドライブ・アイドリングストップの推進 | | 徹底 |
| | | 低公害・省エネルギーな自動車への転換 | | EV 車（ﾊｲﾌﾞ含む）への変更計画 |
| 6 | フロンの排出抑制 | 設備更新時,フロン非使用設備を導入 | | 実施 |
| | | フロン使用機器の簡易点検、定期点検の実施 | | 実施 |
| 7 | 環境に配慮した施設整備 | 緑化管理 | | 管理 |
| | | 光害の抑制 | | 夜間照明の抑制 |
| 8 | 従業員教育 | 環境保全に関する社員教育 | | 全従業員 |
| | | 社内イントラでの啓発 | | 適宜 |
| 9 | 地域社会への参画 | 事業所周辺の清掃活動 | | 週１回実施を継続 |
| 10 | 環境管理システムの充実 | EMS 自己適合宣言活動の継続 | | 本社 |
| | | 内部環境監査の実施 | | １回／年 |

以上